平成２２年（フ）第７７３７号
大阪市東淀川区菅原５丁目11番15号　メゾン光正302号
債務者　河野　直子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７３８号
大阪市住之江区緑木２丁目１番１―302号
債務者　早浪　正弘
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７５０号
大阪市鶴見区今津中４丁目１番21号　中農マンション102
債務者　藤原輝美也（旧姓金川）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７７７号
大阪府守口市梶町３丁目38番３―52号
債務者　野村　由子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７９７号
大阪府枚方市楠葉中之芝１丁目16番15号
債務者　大石　健次
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８１２号
大阪府東大阪市楠根２丁目２番14号
債務者　仮屋山美郁
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８１４号
大阪市旭区大宮４丁目17番９―409号
債務者　河畑　幸恵
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８１７号
大阪府門真市上島町44番８号
債務者　上出　八郎
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８３４号
大阪府豊中市末広町３丁目11番31号
債務者　芳崎英知代
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８４５号
大阪府豊中市庄内東町６丁目15番16号
債務者　鐘ヶ江正明
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８６１号
大阪府門真市千石西町９番48―409号
債務者　芥　　要
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８６７号
大阪市城東区野江３丁目21番２号エスポワール野江401号室
債務者　速見佳世子（旧姓高畑）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９０１号
大阪市淀川区宮原１丁目16番２―405号
債務者　池内　純司
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９０２号
大阪市東成区深江南１丁目10番12―207号
債務者　清井　雅和
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９０３号
大阪府門真市向島町４番14号
債務者　光永　幸男
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９１３号
大阪府高槻市塚脇１丁目31番21号
債務者　出石　博之
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８４号
岡山県井原市井原町342番地２
債務者　藤田　末子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
岡山県浅口郡里庄町大字新庄1331番地
債務者　山本　修一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係